

## [事案 2019-186] 入院給付金支払請求

・令和2年7月6日 裁定終了

### <事案の概要>

約款所定の入院に該当しないこと等を理由に給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成30年9月から11月まで「左肩腱板断裂術後再発、左肩関節拘縮」でA病院に入院し、入院中の9月に「関節鏡下関節授動術」の手術を受け、その後、同年11月から平成31年1月まで「左肩腱板断裂術後」でB病院に入院したため、平成5年3月に契約した終身保険にもとづきB病院の入院給付金を、また、すでに身体障害者等級3級の認定を受けていたことから障害給付金を請求したところ、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1)本入院は、手術を行ったA病院から引継ぎがあつてなされたものである。左腕の装具と右腕の痛みのため両手が使えず、後遺症で歩くこともままならないことから、入院の必要があつたと判断されたと思う。
- (2)以前入院した際は、疾病入院給付金が速やかに支払われた。
- (3)前回請求時に障害給付金200万円を受領したが、その金額を超えてさらに受領できるはずである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、本入院は約款所定の入院には該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本入院は、術後1か月以上経過後の入院である。
- (2)本入院中の治療内容は、外来リハビリで十分対応可能な内容であった。
- (3)本入院直後から外出があり、本入院中の外出・外泊が多い。
- (4)家族の迎への関係という理由で、退院日が数日に延期されている。
- (5)身体障害者3級認定と障害給付金の支払事由は一致しない。申立人が以前障害状態になったときに、所定の給付割合に応じて障害給付金を支払っているが、今回請求を受けた診断書によれば、すでに認定された以上の障害状態に該当しない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況を把握するため、申立人に事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、B病院で行われた治療は入院管理を必要とする治療とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。